

令和3年12月2日

職員各位

水戸地方裁判所事務局長 小松 且昌

勾留質問時の新型コロナウイルス感染防止対策について

(事務連絡)

標記の対策のため事務処理要領を別紙のとおり定めますから、今後はこれによつてください。

(別紙)

勾留質問時の新型コロナウイルス感染防止対策事務処理要領

1 事前連絡

(1) 警察等からの情報入手

警察等から、勾留請求を予定している被疑者等について以下に該当するとの事前連絡があった場合には、「コロナウイルス感染者等対応報告書」(別紙様式)の「聴取事項」欄に記載された事項を聴取する。

- ア 発熱、呼吸器症状（咳、喉の痛み等）、倦怠感、味覚・嗅覚障害及び下痢等の症状（以下「発熱等の症状」という。）がある場合
- イ 被疑者又は同居者等が濃厚接触者である場合又はその可能性がある場合
- ウ 勾留請求日の2週間前以降に被疑者又は同居者等がPCR検査を受検した又は受検する予定がある場合

(2) 裁判官への報告等

- ア 連絡を受けた担当書記官は、警察等から聴取した事項を裁判官に報告の上、勾留質問の実施場所等について、必要に応じて事務局とも調整する旨伝える。
- イ 担当書記官は、警察等から聴取した事項について、総務課長に情報提供し、勾留質問の実施方法等について意見を求める。

ただし、(3)のアからウまでに該当することが明らかな場合は、総務課長への情報提供を要せず、勾留質問の実施方法等について裁判官の指示を受ける。

(3) 総務課長（健康管理者）の意見伝達

総務課長は、(2)のイにより意見を求められた場合には、事務局長及び事務局次長に報告相談の上、担当書記官から聴取した事項をもとに、感染の危険性等を考慮し感染症の疑いの程度に応じて、次のアからウまでを参考にして、以下2から4記載の勾留質問の実施方法等につき担当書記官に意見を伝える。

- ア 基本的な感染防止対策により勾留質問室又は [] を使用して勾留質問を行う場合（A方式）

被疑者に感染を疑わせる特段の事情がない場合

イ 特定の感染防止の措置を執った上、勾留質問室又は [] を使用して勾留質問を行う場合（B方式）

被疑者等に発熱等の症状はあるが嘱託医の所見でPCR検査は不要とされた場合や濃厚接触者に該当したがPCR検査時には陰性であった場合、被疑者が念のためPCR検査を受検して、既に陰性の結果が出ているが、発熱等の症状があるなど感染症罹患の疑いは低いものなお疑念が残るため、念のため特定の感染防止の措置を執る場合

ウ [] を使用して勾留質問を行う場合（C方式）

被疑者等にPCR検査で陽性の結果が出ている場合や検査結果が未了の場合、被疑者又は同居者等が濃厚接触者であるがPCR検査の受検待ちである場合、発熱等の症状がみられるが嘱託医の所見がない場合など感染症罹患が疑われる場合

(4) 勾留質問の実施方法等の決定

担当書記官は、(2)のイにより意見を求めた場合には、総務課長の意見を裁判官に伝え、勾留質問の実施方法等につき、裁判官の指示を受ける。

2 基本的な感染防止対策により勾留質問室又は []（以下「勾留質問室等」という。）を使用して勾留質問を行う場合（A方式）

裁判官から、感染症防止対策について特段の指示がされていない場合には、次のとおり勾留質問を行う。

(1) 勾留質問の準備

マスク（裁判官、書記官、通訳人及び予備（被疑者用））を準備する。

(2) 感染防止の措置

ア 被疑者に対する感染防止措置

(ア) 押送時から被疑者にマスクを着用させるよう警察に依頼する。

(イ) 勾留質問室等入室時に、被疑者がマスクを着用していない場合には、マ

スクを提供し、着用させる。

イ 職員に対する感染防止措置

(ア) 裁判官、書記官及び通訳人はマスクを着用する。

(イ) 勾留質問に立ち会った者は、勾留質問後に手洗い又は手指の消毒をする。

(3) 勾留質問室等

ビニールカーテンを設置した部屋で被疑者と裁判官、書記官及び通訳人との間に相当の距離を確保する。

3 特定の感染防止の措置を執った上、勾留質問室等を使用して勾留質問を行う場合（B方式）

(1) 勾留質問の準備

ア マスク〔裁判官、書記官、通訳人用及び予備（被疑者用）〕

イ 手袋（ポリエチレン製の使い捨てのもの）〔清掃用〕

ウ 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム希釀液（水1L当たり、ハイターであれば25mL（商品付属のキャップ1杯）の割合で希釀したもの）及び雑巾等の清掃用具、又は、除菌アルコール剤（濃度70%以上（60%以上も有効）のエタノール）及びキッチンペーパー

エ ビニール袋。

(2) 感染防止の措置

ア 被疑者に対する感染防止措置

(ア) 押送時から被疑者にマスクを着用させるよう警察に依頼する。

(イ) 対象となる被疑者の勾留質問の順番は [] 。当該被疑者を押送車両で待機させ、[] 司行室に入室させるようにする。

(ウ) 勾留質問室等入室時に、被疑者がマスクを着用していない場合には、マスクを提供し、着用させる。

イ 職員に対する感染防止措置

(ア) 裁判官、書記官及び通訳人は、マスクを着用する。

(イ) 勾留質問に立ち会った者は、勾留質問後に手洗い又は手指の消毒をする。

(3) 勾留質問室等

ビニールカーテンを設置した部屋で被疑者と裁判官、書記官及び通訳人との間に相当の距離を確保する。

(4) 刑訴規則38条3項、同6項の手続等

ア 調書の読み聞かせが終わった後、調書への被疑者の指印の省略について裁判官の判断を仰ぎ、次のとおり取り扱う。

(ア) 指印を省略する場合

署名のみさせ指印は求めない。この場合には、調書の不動文字中「署名指印した」の部分を「署名したが、感染症対策として指印をさせなかつた」等と修正する。

(イ) 指印を省略しない場合

被疑者に署名指印を求める。

イ 被疑者国選弁護人選任請求書・資力申告書や送達報告書についても、同様とする。この場合には、当該書類の被疑者の署名部分の傍らに「感染症対策として指印をさせなかつた。」等と付記し、書記官が官職を記載し認印する。

(5) 勾留質問後の消毒作業等

ア 勾留質問室等及び押送に伴い [REDACTED]、十分に換気をする。

イ 被疑者の使用した筆記具や、触ったと思われる机等は、マスク及び手袋を着用して、(1)ウの希釀液によりしっかりと湿らせた雑巾又は除菌アルコール剤を十分に染み込ませたキッチンペーパーで拭きあげる。

※ スプレー容器等でアルコールや希釀液を噴霧するとウイルスが舞い上がってしまうとの指摘を水戸保健所から受けている。

ウ 使用済みの手袋、雑巾又はキッチンペーパーをビニール袋に入れて密封し、

ダストルームに捨てる。

エ 消毒作業を行った者は、手洗い又は手指の消毒をする。

4 [REDACTED] を使用して勾留質問を行う場合 (C方式)

(1) 勾留質問の準備

3 の(1)のほか、板目紙（下敷き用）及びフェルトペンを準備する。後述する(4)のアのイの場合に書記官が微粒子用のもの（N95相当）を使用するときには、これを準備する。

(2) [REDACTED] 内の配置

ア 被疑者は、[REDACTED]

イ 裁判官、書記官及び通訳人は、[REDACTED]

(3) 感染防止の措置

3 の(2)に同じ。

また、音が聞こえないなどの支障の生じない範囲でアクリル板の下部にある穴を塞ぐ措置を講じる。

(4) 刑訴規則38条3項、同6項の手続等

ア 勾留質問調書における被疑者の署名指印

裁判官に勾留質問調書の被疑者の署名指印省略の可否について判断を仰ぎ、次のとおり取り扱う。

(ア) 被疑者の署名指印を省略する場合

① 担当書記官は、[REDACTED] のアクリル板越しに調書の読み聞かせを行い、被疑者の署名指印に代え、勾留質問調書に「以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立てた。なお、感染症予防のため被疑者に署名指印させなかった。」等と記載する。

② 勾留質問調書に被疑者の署名指印を省略したことは、検察庁に情報提供する。

(イ) 被疑者の署名又は署名指印を省略しない場合

担当書記官は、調書の読み聞かせが終わった後、勾留質問調書等の書類、板目紙及びフェルトペンを持参して、[REDACTED] 被疑者の署名を徵し又は署名指印を徵する。なお、書記官は微粒子用のマスク（N95相当）を使用することができる。

イ 被疑者国選弁護人選任請求書・資力申告書

- (ア) 被疑者が国選弁護人選任を希望した場合には、裁判官がアクリル板越しに被疑者に被疑者国選弁護人選任及び資力内容を質問し、担当書記官が被疑者の回答内容を被疑者国選弁護人選任請求書・資力申告書に記載する。
- (イ) 担当書記官は、被疑者に記載内容に間違いない旨の確認と書記官が代書することについての同意をとった上、同請求書の被疑者署名欄に被疑者署名を代書し、「記載内容について被疑者に確認したところ相違ない旨を申し立て、感染症予防のため被疑者に署名指印させることができないため、裁判官の指示により被疑者の同意を得て書記官が代書した。」と付記し、官職・を記載して記名押印する。
- (ウ) 担当書記官は、同書の上部に裁判官の認印を得る。

ウ 被疑者が日本語に通じない者の場合には、上記の手続を行う際には、通訳人にガラス越しに通訳させる。

(5) 勾留質問後の消毒作業

3の(5)と同じ。

5 被疑者国選弁護人指名通知依頼の際の情報提供

上記3又は4の措置を執った被疑者について、被疑者国選弁護人の指名通知依頼を行う場合は、総合法律支援センターに対し、1の(1)で入手した情報及び勾留質問時の被疑者の状況及び裁判所の取った措置を電話により情報提供する。

即日指名通知依頼ができないときは、担当書記官は、別紙様式の対応報告書を作成した上、翌日被疑者国選弁護人選任手続の事件記録の表紙に、「法テラスへの情報提供を要す。」旨の付せんを付して、後の担当者に引き継ぐ（当直の場合は当

直責任者)。

6 結果報告

消毒作業終了後、(2)のイにより意見を求める場合には、電話等適宜の方法で総務課長に一報の上、速やかに 1 の(1)の報告書に所要事項を記載して総務課に提出する。

以上

(別紙様式)

コロナウイルス感染者等対応報告書

報告者(所属) :

聴取日時: 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

対象者	<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被告人 氏名
事件名	
勾留質問	令和 年 月 日
情報源	<input type="checkbox"/> () 警察署 <input type="checkbox"/> 水戸地検 <input type="checkbox"/> ()
聴取事項	<p>1 症状等(発症時期: ～～頃から)</p> <p><input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 強い倦怠感 <input type="checkbox"/> 味覚・嗅覚障害 <input type="checkbox"/> 下痢</p> <p><input type="checkbox"/> PCR検査(□予定 <input type="checkbox"/> 済み: 結果判明予定日 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>2 濃厚接触者該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 疑いあり (□被疑者・被告人 <input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> その他 ())</p> <p>3 嘴託医の所見等</p> <p><input type="checkbox"/> 検査結果あり(□陽性/□陰性)</p> <p><input type="checkbox"/> 検査中(結果判明予定日: ～～)</p> <p><input type="checkbox"/> 感染疑いあり <input type="checkbox"/> 疑いなし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 所見なし</p> <p>4 押送時のマスク着用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p>
実施場所	<input type="checkbox"/> 勾留質問室 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () (注)
関係職員 (所属等)	裁判官 () 書記官 () 通訳人 (連絡先) ()
実施した 措置等	<p><input type="checkbox"/> マスク着用(□対象者 <input type="checkbox"/> 裁判官・書記官(□サージカル <input type="checkbox"/> N95相当) □通訳人)</p> <p><input type="checkbox"/> 指印省略(勾留質問調書) <input type="checkbox"/> 署名指印省略(勾留質問調書)</p> <p><input type="checkbox"/> 換気 <input type="checkbox"/> 消毒作業 <input type="checkbox"/> 使用済みマスク等の廃棄</p> <p><input type="checkbox"/></p>

(注) 総務課長(健康管理者)の意見を伝え、裁判官の指示を受けること。